

原子燃料工業株式会社
東海事業所
平成30年度第1回保安検査報告書

平成30年8月
原子力規制委員会

目次

| | |
|------------------------------|----|
| 1. 実施概要 | 1 |
| (1) 保安検査実施期間(詳細は別添1参照) | 1 |
| (2) 保安検査実施者 | 1 |
| 2. 保安検査内容 | 1 |
| (1) 基本検査項目 | 1 |
| (2) 追加検査項目 | 1 |
| 3. 保安検査結果 | 1 |
| (1) 総合評価 | 1 |
| (2) 検査結果 | 3 |
| (3) 違反事項 | 11 |
| 4. 特記事項 | 11 |

1. 実施概要

(1) 保安検査実施期間(詳細は別添1参照)

①基本検査実施期間

自 平成30年6月5日(火)

至 平成30年6月8日(金)

(2) 保安検査実施者

東海・大洗原子力規制事務所

原子力保安検査官 赤澤 敬一

原子力保安検査官 松村 祐輔

原子力規制部 核燃料施設等監視部門

原子力保安検査官 河原崎 遼

2. 保安検査内容

今回の保安検査においては、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者への質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認等についても保安検査として実施した。

(1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)

①マネジメントレビューの実施状況について

②大洗事故を踏まえた予防処置の実施状況について

③核燃料物質受入時の管理状況について

④その他必要な事項

(2) 追加検査項目

なし。

3. 保安検査結果

(1) 総合評価

今回の保安検査においては、「マネジメントレビューの実施状況について」、「大洗事故を踏まえた予防処置の実施状況について」、「核燃料物質受入時の管理状況について」及び「その他必要な事項」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。

「マネジメントレビューの実施状況について」では、今年度の保安品質方針及び保安品質目標の策定にあたり、マネジメントレビューを中心とした原子燃料工業株式会社(以下

「原燃工」という。)及び原燃工東海事業所内での実施状況について、特に昨年度原燃工において発生した、保守管理上の問題が原因と思われる設備の不具合事象を踏まえた評価、検討が行われているかの観点から確認した。このうち原燃工東海事業所では平成29年11月実施の保安委員会(マネジメントレビュー)のアウトプット等を踏まえ、保守管理システムを定めた管理標準策定及び運用開始並びに既存設備に対する老朽化総点検を実施するとした内容が設備管理部の保安品質目標として追加されていること、保安品質方針については、原燃工熊取事業所にて発生したウラン粉末漏えい事象(以下「熊取事象」という。)に係る保安規定変更、関連所内規程の変更等も踏まえた結果、重点項目として「劣化の予兆を見逃さない先手々々の活動」といった内容を明示する等の変更を平成30年2月に実施していることを確認した。また平成30年5月に実施した保安委員会(マネジメントレビュー)では、設備管理部以外の部においても保安品質目標にて保守管理見直しに係る目標を設定すると共に、昨年度発生した保守管理上の問題を踏まえ、設備の老朽化を未然に防ぐ取り組みの重要性を再認識したこと、この対策として保守管理の見直し及び保安活動の自主的改善に力点を置くといった内容が当該委員会のアウトプットとして示されたことを確認した。

「大洗事故を踏まえた予防処置の実施状況について」では、平成29年6月に発生した「日本原子力研究開発機構大洗研究開発センターにおける核燃料物質の飛散に伴う作業員の汚染事故」(以下「大洗事故」という。)を踏まえた事業者の取り組みについて、平成29年度第3回保安検査以降の対応状況について確認した。この中で原燃工では品質・安全管理室長の調整の下、熊取事業所と合わせまとめた予防処置実施要否の判断結果を所内会議体で審議の上、対応を決定したこと、当該実施要否に基づく対応の中では、貯蔵している核燃料物質内容物特性の明確化の観点から放射線照射によるガス発生量の評価や異常事象発生時の汚染拡大防止及び除染作業の観点から除染ハウスを新規導入したこと、日本原子力研究開発機構の大洗事故の報告書で示された組織的要因に対する予防処置実施の要否については検討中であることを確認した。なお、これら予防処置の対応中である平成30年3月、原燃工熊取事業所では設備管理部による廃棄物仕掛品の分別及び金属容器への収納作業実施中に当該現場近傍の空气中放射性物質濃度が社内基準値を超える事象が発生したが、大洗事故を踏まえた予防処置の実施要否の観点からは東海事業所として特に改善が必要との認識までには至らなかったことを確認した。

「核燃料物質受入時の管理状況について」では、核燃料物質の事業所内受入に関し、保安規定等で定められた数量以下であること、また定められた貯蔵施設で貯蔵していること等を、昨年度実施した原燃工熊取事業所からの粉末受入を具体例として確認した。この中で事業所外からの事業所内への核燃料物質受入及び事業所内に受け入

れた核燃料物質の貯蔵施設への受入に関して、それぞれ事業所外運搬及び事業所内運搬の観点から所内規程が定められていること、核燃料物質の貯蔵数量の観点からは、事業所内受入前に関連する貯蔵施設の最大貯蔵数量を超えないことを確認することが所内規程に定められていることを確認した。

「その他必要な事項」では、本年5月に発見された加工工場排気室内の排気ダクトキャンパス部等から空気の漏れ(以下「排気ダクト事象」という。)に関し、主に事象発見時の初動対応及びその後の応急・是正処置の状況について確認した。このうち事象発見時の初動対応としては、当該設備を所掌する設備管理部長及び関係者として環境安全部長及び核燃料取扱主任者に連絡されていることを確認した。また応急処置としては関係者による協議の上、放射線管理上の問題がないことを確認すると共に、当該箇所へのシール剤塗布等の対応が行われていること、これら対応は所内規程に従い不適合事象として管理の上、必要な工事計画書を発行し実施していることを確認した。是正処置としてはダクトキャンパス部の交換を計画すると共に、昨年度より進めている保守管理見直しに係る一連の作業への反映として、老朽化総点検への検査観点の追加、保全計画への反映等を実施する方針であることを確認した。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、検査を行った範囲において、選定した検査項目に係る保安活動は良好なものであったと判断するものの、「大洗事故を踏まえた予防処置の実施状況について」においては、平成30年3月に発生した原燃工熊取事業所における放射性廃棄物の処理作業に係る空气中放射性物質濃度の上昇事象を踏まえ、以下の通り改善の対応を求めた。

- 大洗事故に関する予防処置については、平成30年3月に発生した原燃工熊取事業所における空气中放射性物質濃度の上昇事象を踏まえ、各部署が実施する作業内容及び他の部署が所管する作業との取り合いを明確にして網羅的に行うとともに、予防処置の内容及び結果については、事業所内で適切にレビューされていることを確実にすること。

上記事項の対応状況及び現時点で継続中の事項については、引き続き保安検査等において確認する。

(2) 検査結果

1) 基本検査結果

① マネジメントレビューの実施状況について

今年度の保安品質方針及び保安品質目標の策定にあたり、マネジメントレビューを

中心とした原燃工及び原燃工東海事業所内での実施状況について、特に昨年度は原燃工において保守管理上の問題が原因と思われる設備の不具合事象が複数発生したことから、これらを踏まえた評価、検討等が行われているかについて、資料確認及び関係者の聴取により検査した。

具体的な確認事項は以下のとおり。

ア. 昨年度発生した保守管理上の問題を踏まえた保安品質方針及び保安品質目標上の対応について

昨年度、原燃工において保守管理上の問題が原因と思われる複数の不具合事象が発生したことに対し、保安品質方針及び保安品質目標上でどのような対応が取られているか確認した。

確認した内容は以下のとおり。

- a. 原燃工では、平成29年度第2回の保安委員会(マネジメントレビュー)を平成29年11月28日に実施していること。当該委員会では、熊取事象を踏まえた是正処置の一環として保安規定の変更を行うこと及び保安品質目標の変更を進めることがアウトプットとして示されていること。
- b. 保安品質方針については、熊取事象を踏まえた是正処置の一環として実施した保安規定の変更及び保守管理の見直し等の対応を踏まえ、原燃工社長は当該方針の変更が必要と判断していること。
- c. その結果、原燃工社長は、当該方針の重点項目として新たに「劣化の予兆を見逃さない先手々々の活動:設計の考え方を盛り込み、また経年変化を前提とした保守管理の仕組みを構築すること」とした内容を含む変更を平成30年2月20日付けで行っていること。
- d. 保安品質目標の変更については、平成29年度第2回の保安委員会(マネジメントレビュー)アウトプット及び上記保安品質方針の変更を踏まえ、保安品質目標の変更案の審議を平成30年2月22日の核燃料安全委員会にて行っていること。また当該委員会として、本変更案について了承する旨の答申を行っていること。設備管理部長は当該委員会の審議結果を踏まえ、平成29年度第4四半期の保安品質目標のうち設備管理部の目標として①保守管理システムを定めた管理標準策定、運用開始、②既存設備に対する老朽化総点検実施(他部も含め)を新たに設定し、最終的に所長確認をもって平成30年3月1日付けで変更が行われていること。

イ. 今年度の保安委員会(マネジメントレビュー)の実施状況について

本年5月に開催された平成30年度第1回保安委員会(マネジメントレビュー)に

ついて、主に保守管理上の問題への対応の観点からその実施状況について確認した。

確認した内容は以下のとおり。

- a. 原燃工では、平成30年度第1回の保安委員会(マネジメントレビュー)を平成30年5月28日に実施していること。このうち平成30年2月20日付けで変更した保安品質目標については、当該委員会へのインプットを踏まえ変更不要と判断していること。
- b. 今年度の保安品質目標では、各部共、保守管理見直しに係る活動を明確にしていること。具体的事例として設備管理部では保全計画見直しの観点から施設の有するリスクを考慮した上で保守の計画が作成され、それを実施するための体制構築、点検の適切な実施を保安品質目標として設定していること。また燃料製造部では、設備の経年劣化診断の実施、保全計画の策定等を保安品質目標に設定していること。これら各部が設定した保安品質目標は、当該委員会です承されていること。
- c. 加えて当該委員会では品質・安全管理室長から保安システム改善のための提案が行われ、これを受けてアウトプットとして、昨年度の保守管理上の問題で発生した不具合事象を踏まえ設備の老朽化を未然に防ぐ取り組みの重要性を改めて認識したこと、この対策として保守管理の見直し及び保安活動の自主的改善に力点を置くこと、これら活動は東海及び熊取両事業所の方針を整合させ、有効性の高い対策となるよう検討を進めることを明示していること。
- d. その他、複数のインプット項目において、昨年度保守管理上の問題で不具合事象が発生したことを明示していること。具体的事例として予防処置及び是正処置の実施状況としては、設備の経年劣化を踏まえた保守管理の見直しを実施中であることを、東海事業所からのインプット情報として明示していること。また昨年度の保安品質目標の実施状況について各項目の達成状況を示すと共に、管理責任者は総括として、現在実施中の設備の老朽化総点検、これを踏まえた保全計画の見直し及び計画に基づく活動が平成30年度の活動として重要であることを改めて示していること。

以上のことから、保安検査を行った範囲においては保安規定違反となる事項は認められなかった。

②大洗事故を踏まえた予防処置の実施状況について

昨年6月に発生した大洗事故を踏まえた事業者の取り組みについて、平成29年度第3回保安検査では対応継続中となっていたことから、その後の対応状況について資料確認及び関係者の聴取により検査した。

具体的な確認事項は以下のとおり。

ア. 予防処置実施要否の検討について

大洗事故に関し日本原子力研究開発機構（以下「JAEA」という。）が示した原因及び対策に対する原燃工東海事業所としての予防処置実施要否の判断について確認した。

確認した内容は以下のとおり。

- a. 東海事業所では、品質・安全管理室の調整の下、熊取事業所と合わせまとめた予防処置実施要否の判断結果について、平成29年12月13日の核燃料安全委員会で審議していること。実施要否の判断結果は、大洗事故に関しJAEAが示した直接的原因、顕在化した問題及び対策に対し各部単位で示していること。このうち給排気設備を含む工務全般を所掌する設備管理部については、核燃料物質の貯蔵は行わないことから貯蔵に係る項目の実施要否は否と判断すると共に、放射線管理に係る項目については、当該管理を所掌する環境安全部にて一元的に対応を行うことから、要否判断を同様に否と判断していること。この結果、東海事業所内の当該予防処置の対応部署は、核燃料物質を取り扱う部署である燃料製造部、品質保証部及び環境安全部の3部となったこと。
- b. 環境安全部は、平成29年12月25日付けで所内基準「評価・改善基準」に基づき保安に係わるトラブル・改善報告書を作成したこと。当該予防処置の対応部署の3部は、これに基づき各事項の対応を開始したこと。

イ. 予防処置実施要否決定後の対応について

原燃工東海事業所として予防処置実施要否を決定した後の対応状況について確認した。

確認した内容は以下のとおり。

- a. 当該予防処置の対応部署である3部は、核燃料安全委員会の審議結果に基づき実施要と判断された項目について対応を進めていること。具体的事例としては、以下のような対応を実施していること。
 - ・貯蔵している核燃料物質内容物特性の明確化の観点から、環境安全部は、焼結ペレット金相検査に用いた樹脂に埋め込んだ状態の焼結ペレット試料のウラン量測定を行い、その評価結果を平成30年4月11日付けでまとめていること。また当該試料を例として放射線照射によるガス発生量を他部署に依頼の上実施したこと。評価結果は当該試料の貯蔵への影響は小さいとしているものの、内容物確認の観点から点検実施及びその周期

を所内標準「放射性廃棄物の保管方法」で明確化したこと。

- ・異常事象発生時の汚染拡大防止及び除染作業の観点から、環境安全部は非常時用機材の一つとして除染用ハウスを導入したこと。当該設備の所持は所内標準「緊急作業用保護具」で明確にすると共に、設置基準及び組立手順について所内標準「事故・異常事態発生時の個人モニタリングの方法」で定めていること。当該所内標準制定にあたっては事前に除染用ハウスの設営訓練を行い、設営手順の確認を実施していること。
 - ・長期未確認の粉末貯蔵物の発生を防止する観点から、燃料製造部は、所内の核燃料物質の管理を行っている生産管理システム上で粉末貯蔵容器の開封及び確認の履歴を記録するようシステム改修を検討していること。またこれに合わせ粉末貯蔵容器の定期的な開封及び確認を所内規程上明確にするとしていること。
- b. 各部の対応状況は、各部トラブル報告等の未完案件の進捗及び新規案件の紹介として都度、核燃料安全委員会でフォローアップし、直近では平成30年5月24日の核燃料安全委員会で報告されていること。また今後の予定として全部の対応が完了するのが平成30年8月末としていること。
- c. これら予防処置の対応中である平成30年3月、原燃工熊取事業所では設備管理部において廃棄物の仕掛品の分別及び金属容器への収納作業を実施したところ、当該現場近傍の空气中放射性物質濃度が社内基準値を超える事象が発生したが、大洗事故を踏まえた予防処置の実施要否の観点からは東海事業所として特に改善が必要との認識までには至らなかったこと。
- d. なお、大洗事故に対する報告書の最終補正版が平成30年2月14日にJAEAから提出されたことを受け、品質・安全管理室長は当該報告書で示されている組織的要因に対する予防処置実施要否の検討を進めたこと。当該検討案については平成30年5月21日、両事業所の核燃料取扱主任者宛てに内容確認を依頼し、東海事業所核燃料取扱主任者は平成30年5月22日に回答していること。今後は両事業所核燃料取扱主任者の回答を踏まえ再度、内容を取りまとめた後、両事業所の各部に検討を依頼する方針であること。

以上のことから、保安検査を行った範囲において保安規定違反となる事項は認められなかったものの、平成30年3月に発生した原燃工熊取事業所における空气中放射性物質濃度の上昇事象を踏まえ、以下の通り改善の対応を求めた。

- 大洗事故に関する予防処置については、平成30年3月に発生した原燃工熊取事業所における空气中放射性物質濃度の上昇事象を踏まえ、各部署が実施する作業内容及び他の部署が所管する作業との取り合いを明確にして網羅的に行

うとともに、予防処置の内容及び結果については、事業所内で適切にレビューされていることを確実にすること。

上記事項の対応状況及び現時点で継続中の事項については、引き続き保安検査等において確認する。

③核燃料物質受入時の管理状況について

核燃料物質の事業所内受入に関し、保安規定等で定められた数量以下であること、また定められた貯蔵施設で貯蔵していること等含め、昨年度実施した原燃工熊取事業所からの粉末受入を具体例として、その実施状況について資料確認及び関係者の聴取により検査した。また一部の貯蔵施設について核燃料物質の貯蔵状況を現場にて確認した。

具体的な確認事項は以下のとおり。

- ・核燃料物質を事業所外から受け入れる場合、担当部は事業所外運搬の観点から所内規程「核燃料運搬基準」、「事業所外運搬の運用方法」に基づき核燃料物質等運搬計画書を作成し、燃料製造部長の承認等を得るとしていること。また、燃料製造部長は、事前に発送前検査記録により運搬物の表面放射性物質濃度等の放射線管理状況及び容器に収納されている核燃料物質が規定の数量を超えていないこと等を確認するとしていること。
- ・環境安全部長は核燃料物質を受け入れる前に、当該核燃料物質が受入仕様値に適合していることを確認するとしていること。
- ・事業所内への核燃料物質搬入時には、燃料製造部長は車両及び輸送物の健全性を核燃料物質等受入時確認記録様式に基づき確認するとしていること。
- ・事業所内に搬入された核燃料物質を所定の貯蔵施設へ運搬する際は、所内標準「事業所内運搬要領」に基づき所管部長承認の元、核燃料物質等運搬計画書兼運搬記録を作成し、これに基づき運搬するとしていること。
- ・また最大貯蔵数量の観点からは、所内標準「保安に関する記録の管理(燃料製造部)」に基づき、粉末受入に関し原料貯蔵室の在庫合計と受入数量の和が各原料貯蔵室の最大貯蔵量の和を超えないことについて、燃料製造部長の承認及び環境安全部長の確認等を得るとしていること。
- ・平成30年1月26日に実施した原燃工熊取事業所から東海事業所への粉末受入時に関しては、粉末受入を担当する燃料製造部は、事業所外運搬に係る核燃料物質等運搬計画書を作成の上、平成30年1月22日付けで燃料製造部長の承認を得ていること。また、燃料製造部長は発送前検査記録として、発送元であ

る原燃工熊取事業所が発行する核燃料物質輸送物運行前確認チェックシート及び輸送車両測定記録を確認していること。環境安全部は核燃料物質等運搬計画書の中で発送元が発行した「酸化ウラン適合証明書」により、受入仕様値に適合していることを確認していること。

- ・燃料製造部長は、当該粉末輸送物が東海事業所に到着した際、核燃料物質等受入時確認記録様式により、車両及び輸送物の健全性検査を行い、記録を作成していること。
- ・事業所内に受け入れた粉末輸送物の貯蔵施設への搬入について、当該作業を所管する燃料製造部は核燃料物質等運搬計画書兼運搬記録を作成し、燃料製造部長承認の上で作業していること。当該作業により事業所内に受け入れた粉末輸送物は、所定の貯蔵施設である容器保管室へ全て貯蔵されたこと。
- ・最大貯蔵数量の観点から、燃料製造部は当該粉末受入前となる平成29年12月26日付けで貯蔵数量確認記録を作成し、燃料製造部長の承認及び環境安全部長の確認を得ていること。この中で実在庫数量及び受入粉末の数量の和が、事業所内の原料貯蔵室（原料貯蔵室Ⅰ、Ⅲ、Ⅵ）の最大貯蔵数量及び容器保管室における酸化ウラン粉末輸送物の最大貯蔵数量の和を超えないことを確認していること。

以上のことから、保安検査を行った範囲において保安規定違反となる事項は認められなかった。

④その他必要な事項

本年5月に発見された排気ダクト事象に関し、主に事象発見時の初動対応及びその後の応急・是正処置の状況について資料確認及び関係者の聴取により検査した。

具体的な確認事項は以下のとおり。

ア. 事象発見時及び応急処置について

事象発見時及びその後の応急処置について確認した。

確認した内容は以下のとおり。

- a. 東海事業所長、核燃料取扱主任者、保安担当役員は平成30年5月8日、施設内の巡視を行い、その中で個別に入手していた他事業者の排気ダクトで発生した事象を念頭に加工工場排気室内排風機下流側のダクトキャンバス部の埃状の付着物に着目し、設備管理部長に対し設備の状態に問題ないか点検を指示したこと。これを踏まえ設備管理部長は平成30年5月9日、点検を実施し、巡視時指摘箇所を含め、計4系統のダクトキャンバス部にて空気の漏

れを確認したこと。その後、キャンパス部以外の箇所及び廃棄物処理棟内の同様箇所を点検し、ダクトフランジ部からの空気の漏れを確認したこと。

- b. 当該事象発見時、設備管理部長は現場確認又は点検実施者からの連絡により事象を把握すると共に、環境安全部長及び核燃料取扱主任者に連絡していること。これら関係者は、空気の漏れは排気フィルタを通過後の部分で発生し微量であること、事象の進展性がないこと等から給排気設備の運転を継続することは妥当と判断すると共に、発生箇所の汚染確認及び発生室の空気中放射性物質濃度等、放射線管理上の問題が無いことを確認していること。
- c. 当該ダクトを所掌する設備管理部は、当該事象への対応として所内基準「評価・改善基準」に基づき保安に係わるトラブル・改善報告書を発行し、これにより応急処理及びその後の是正処置について不適合事象として管理の上、対応していること。応急処置としては、ダクトキャンパス部内側からのシール剤塗布、外側からのアルミテープ貼り付け、フランジ部のパッキン交換を実施していること。また、当該処置後、今まで空気の漏れが確認されていなかったダクトキャンパス部のリベット固定部分からの空気の漏れが発生していることを確認したことから、同様に保安に係わるトラブル・改善報告書を発行の上、アルミテープ貼付の処置を実施していること。各作業は所内標準「設備等設置標準」に基づいた工事計画書を発行の上、実施していること。

イ. 是正処置の状況について

是正処置としての対応状況について確認した。

確認した内容は以下のとおり。

- a. 設備管理部は当該事象に対する是正処置について検討し、その内容を平成30年5月28日の核燃料安全委員会にて審議していること。この中でキャンパス部については外部組織が推奨している使用周期を踏まえ、これを超える物については全て交換すること。交換時にはシール材及びテープなどにより内外面からさらに空気漏れを防止する措置を行うとしていること。また昨年度より進めている保守管理見直しに係る一連の作業への反映として、①老朽化総点検への反映（経年変件事象を想定した既存設備に対する総点検の中で、ダクトへのスモークテスト等による気流チェックを追加）、②保全計画への反映（スモークテスト等の気流チェックの定期点検への盛り込み、埃等の付着確認の巡視点検項目への追加等）を行う方針であると共に、巡視点検実施者へは事例周知を含めた教育を行うとしていること。このうち設備管理部員に対する事例周知及び教育については平成30年5月31日までに実施していること。平成30年5月23日の当該事象に関する原子力規制庁との面談を踏まえた対応としては、空気漏れについて客観的な確認となるような改善策として、可視化カメラの適用を検討

していること。

以上のことから、保安検査を行った範囲において保安規定違反となる事項は認められなかった。

2) 追加検査結果

なし。

(3) 違反事項

なし。

4. 特記事項

なし。

保安検査日程(1/1)

| 月 日 | 6月5日(火) | 6月6日(水) | 6月7日(木) | 6月8日(金) |
|-----------|---|--|--|--|
| 午 前 | <ul style="list-style-type: none"> ●初回会議 ○マネジメントレビューの実施状況について | <ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ○大洗事故を踏まえた予防処置の実施状況について | <ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ○核燃料物質受入時の管理状況について | <ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ○核燃料物質受入時の管理状況について ○マネジメントレビューの実施状況について ○大洗事故を踏まえた予防処置の実施状況について ○その他必要な事項 |
| 午 後 | <ul style="list-style-type: none"> ●運転管理状況の聴取・記録確認 ○マネジメントレビューの実施状況について | <ul style="list-style-type: none"> ●運転管理状況の聴取・記録確認 ○大洗事故を踏まえた予防処置の実施状況について | <ul style="list-style-type: none"> ●運転管理状況の聴取・記録確認 ○その他必要な事項 | <ul style="list-style-type: none"> ●運転管理状況の聴取・記録確認 ●加工施設の巡視等 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 | <ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 | <ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 | <ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 ●最終会議 |
| 勤務 時間外 | | | | |

○:基本検査項目 ●:会議／記録確認／巡視等